

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を平成30年8月23日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

平成30年8月27日

京都市長 門川大作

1 建築物の名称

旧唐瀧家住宅（母屋，離れ）

2 建築物の所在地

京都市下京区朱雀分木町54

3 建築物の概要（母屋，離れ共）

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 建築年代 | 昭和8年（1933年）頃 |
| (2) 構造 | 木造 |
| (3) 階数 | 地上2階 |

（都市計画局建築指導部建築指導課）